

全青司2015年度会発第38号

2015年 7月 1日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿  
厚生労働大臣 塩崎恭久 殿  
衆議院議長 大島理森 殿  
参議院議長 山崎正昭 殿  
政党各位

## 生活保護の住宅扶助基準及び冬季加算の

### 引下げに反対する意見書

全国青年司法書士協議会

会長 石橋 修

東京都新宿区四谷1-2 伊藤ビル7F

TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527

e-mail [KYW04456@nifty.com](mailto:KYW04456@nifty.com)

URL <http://zenseishi.com/>

私たち全国青年司法書士協議会は、全国の青年司法書士約3,000名で構成する「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。

当協議会は、平成26年まで11年連続で「全国一斉生活保護110番」を実施しており、昨年度、4月と9月に開催した「110番」には、全国から合計537件もの相談が寄せられた。当協議会は、生活に困窮する市民を一貫して支援し続けてきた立場から、本日実施された生活保護の住宅扶助基準引下げと、今後予定されている冬季加算引下げの方針に関し、以下のとおり意見を述べる。

### 意見の趣旨

生活保護の住宅扶助基準引下げを即刻中止し、冬季加算引下げの方針を撤回すべきである。

## 意見の理由

### 1 健康で文化的な最低限度の住生活

生活保護基準は、憲法第25条がすべての国民に保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の基準（ナショナル・ミニマム）である。また、憲法第25条を受けて、生活保護法第14条は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、住宅扶助を支給することを定め、厚生労働大臣告示及び厚生労働省社会援護局長通知が、世帯人数や地域に応じ、具体的な住宅扶助基準を定めている。そのため、住宅扶助基準は、憲法第25条が保障する「健康で文化的な最低限度の住生活」を営むために十分なものでなければならない。

### 2 最低居住面積水準と住宅扶助基準引下げ

さて、政府は、平成23年3月15日、住生活基本法に基づく住生活基本計画を閣議決定し、その中で、健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準である「最低居住面積水準」を策定している。

そのため、住宅扶助基準は、本来、最低居住面積水準を満たす住宅を賃借できる水準でなければならない。しかし、一般世帯（生活保護利用世帯を含む）の最低居住面積水準が、単身世帯で76%、2人以上世帯で86%となっているのに対し、生活保護利用世帯が居住する民営借家における最低居住面積水準の達成率は、単身世帯で46%、2人以上世帯で67%と、一般世帯を大きく下回っている。本年1月9日に社会保障審議会生活保護基準部会（以下、「基準部会」という。）は、報告書を取りまとめたが、その中でも、生活保護利用世帯の最低居住面積水準の達成率が一般世帯を大きく下回っていることが指摘され、より適切な住環境を確保する方策が求められていた。

しかるに、厚生労働省は、家賃水準の動向を反映させるなどとして、住宅扶助基準の引下げの方針を明確にしたのである。これは、生活保護利用世帯が健康で文化的な最低限度の住生活を営めるよう、最低居住面積水準の達成率を向上させることを事実上放棄することを意味し、到底許されるものではない。

### 3 住宅扶助基準引下げの根拠の妥当性

厚生労働省は、住宅扶助基準引下げの根拠のひとつとして、住宅扶助基準額が一般低所得世帯の家賃実態よりも高額であることを挙げている。

しかし、国が提示した一般低所得世帯の家賃支出の実態が、世帯ごとの支出額の「平均値」であるのに対し、住宅扶助基準の額は住宅扶助の「上限値」であることに照らすと、両者を比較の対象にすることは妥当ではない。

また、厚生労働省は、基準部会に「一般低所得世帯の家賃の動向と離れて上限にはりついている可能性」「同一の住宅群で被保護者世帯が一般世帯よりも高額の家賃で契約してい

る事態が散見」などと記載された資料を提出している。

しかし、仮にこのような事態が存在するとしても、生活保護利用世帯は、一般に、賃貸住居を賃借する際の人的保証が一般世帯よりも得られにくい傾向があるとともに、さまざまな生活課題を抱えた人が多いため、貸主において、家賃滞納リスク以外のこれらのリスクの負担を、家賃という形で上乗せしている側面があることは否定できないのであるから、このようなリスクは、本来、国が、生活支援の仕組みづくりや公的保証制度の充実等によって除去すべきものである。国の施策により手当てされてしかるべきであるにも関わらず、住宅扶助基準のみを引き下げることにより、生活保護利用者にその負担を押し付けるのは、まさに本末転倒といわざるを得ない。

以上の通り、厚生労働省が主張する住宅扶助基準引き下げの根拠は妥当性を欠くものである。

#### 4 住宅扶助基準の引き下げの現実的影響

政府は、生活扶助基準につき、平成25年8月に1回目、平成26年4月に2回目の引下げを実施し、本年4月に3回目の引き下げを断行した。これら一連の生活扶助基準引下げによって生活保護受給額が減額される世帯は、全保護利用世帯の実に約9.6%にも上っており、過去に前例のない大幅な引下げとなっている。

わが国において、いわゆるアベノミクスや消費税の増税の影響で、物価の高騰が続く中、生活扶助基準の引き下げと相まって、生活困窮層の窮迫が一層深刻化しており、このような状況での住宅扶助基準引下げの断行は、生活保護利用世帯に回復不可能な不利益を及ぼす可能性が高いのである。

また、現在、居住している賃貸住宅が、改訂後の住宅扶助基準額を超過するため、住宅扶助基準引下げ後の更新時に転居を余儀なくされ、住み慣れた住居を離れざるを得ない可能性のある生活保護利用世帯が約4.4万世帯存在し、生活保護利用世帯に与える影響は計り知れない。さらに、家賃相場の方硬直性がみられる地域も数多く存在し、その結果、福祉事務所の管内に転居先が見つからない生活保護利用世帯の発生も数多く予見される。そして、それに伴う生活保護行政の多大なる混乱も容易に予想されるのである。

人は、生活保護制度を利用しているか否かに関わらず、適切な住環境が保障されて初めて、真に人間らしい生活を送ることができる。政府がこうした基本的な点をないがしろにすることは、決してあってはならない。

#### 5 冬季加算の引下げについて

冬季加算とは、冬季に暖房費などが必要となるため、地域別・世帯人数別に定められた額を、生活扶助費に加算して支給する制度である。

そもそも基準部会の報告書においては、冬季加算の見直しに関し、豪雪地帯や山間部地域の検証が不十分であること、「一般低所得世帯における生活扶助相当支出額の冬季増加分

と冬季加算額を単純に相対比較するのではなく、冬季に（略）増加する支出が、冬季加算額によって賄われるか」を検証する必要がある旨を指摘していた。しかし、厚生労働省は、基準部会の上記専門的知見を十分に検証しないまま、年間収入下位10%の一般低所得世帯における冬季に増加する光熱費の実態を反映させるとして、ほぼすべての地域において冬季加算額を引き下げることを選定したのである。わが国における捕捉率が低水準であるため、生活保護基準以下の生活を強いられている者が多く含まれている年間収入下位10%層と生活保護世帯との消費実態を比較対象とすることは失当である。

冬季加算は、特に北海道、東北、北陸などの寒冷地の生活保護利用世帯にとっては、文字通り命綱であり、現にアベノミクスや消費税増税の影響で光熱費も値上げが続いている中、冬季加算の引下げを強行することは、生活保護利用者を命の危険に晒し、憲法第25条が保障する生存権を侵害するものであり、断じて許されるものではない。

#### 6 厚生労働大臣の裁量権の逸脱・濫用

生活保護法第8条第2項において、厚生労働大臣の定める基準は、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすのに十分なもの」でなければならないと規定されている。しかし、今回の住宅扶助基準と冬季加算の引下げは、すでに指摘したとおり、基準部会の専門的知見との整合性を欠いており、その結果、「最低限度の生活の需要を満たすのに十分なもの」とはなっておらず、厚生労働大臣の裁量権を逸脱・濫用しており、許されるものではない。

#### 7 結語

以上であるから、当協議会は、生活保護の住宅扶助基準引下げを即刻中止し、冬季加算引下げの方針を撤回するよう求める。

以 上